

アラブ首長国連邦による日本産食品の輸入規制の緩和について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降アラブ首長国連邦向けに輸出される日本産食品・農水産物に対し設けられていた規制について、アラブ首長国連邦政府から規制を緩和した旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

○ アラブ首長国連邦による日本産食品等の輸入規制の緩和

緩和前

区分	地 域	品 目	規 制 内 容
1	5 県（岩手、宮城、福島、栃木、群馬）	全ての食品・飼料	放射性物質検査報告書
2	5 県以外		産地証明書 5 県以外で生産・加工されたことの証明



緩和後

区分	地 域	品 目	規 制 内 容
1	福島県	全ての食品・飼料	放射性物質検査報告書
2	福島県以外		規制なし

また、上記規制の緩和を含む諸外国の規制内容については、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しております。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_180507.pdf

「諸外国・地域の規制措置（平成 30 年 5 月 7 日現在）」

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：小坂、白勢
代表：03-3502-8111（内線 4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475